

議案第 45 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の  
決定について

平成19年6月28日、鎌倉市長谷二丁目21番17号先路上で発生した、  
消防本部鎌倉消防署所属の消防自動車による交通事故に係る損害賠  
償の額を次のとおり定める。

平成20年12月3日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

1 損害賠償の額 1,077,080円

2 損害賠償の相手方

[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]